

第三期特定健康診査等実施計画

東京都皮革産業健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 09 月 11 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	健診受診率については、各種健診に関わらず全組合平均と比較して低い傾向。特に被扶養者の特定健診受診率が顕著に低くなっている。 事業主の健康管理意識及び被保険者、被扶養者の健康意識の希薄が課題として挙げられる。	➔ 事業主へ「従業員に対する健康管理」の重要性の啓発。 被保険者、被扶養者へ「健康意識」の醸成。 特に被扶養者へは、健康教育も含めた健診勧奨が必要。
No.2	医療費については、被保険者、被扶養者ともに生活習慣病によるものが多くを占めていることから、重症化予防が必要。	➔ 各種健診受診率の向上。 健診受診による疾病の早期発見・早期治療を図り、重症化を予防する。 さらに、健診受診後の要治療者（特に高血圧、高血糖リスク者）の病院未受診者に対するアプローチが必要。
No.3	健診結果分析により、生活習慣病の発症リスクが高い高血圧、高血糖の者で「治療なし、服薬なし」者が多く存在することが判明。特に高血圧者の服薬なし者が多く存在。 重症化予防が必要。	➔ 健診受診後の要治療者（特に高血圧、高血糖リスク者）の病院未受診者に対するアプローチが必要。 受診勧奨方法としては、健診結果のデリケートな個人情報であることから、原則、個別に電話、文書によるアプローチとする。 ただし、特に高血圧については、自覚症状等がないことから病院への未受診も多く、加えて受診勧奨後も未受診となる傾向もある。このため、状況に応じて、事業主との協働による受診勧奨も視野に入れて検討する。
No.4	男女関わらず、喫煙率が高い。 喫煙を原因とした健康被害のエビデンスもあり、生活習慣病に直結するリスクが高い。	➔ 禁煙へ啓発。 喫煙、受動喫煙による健康被害の周知等が必要。
No.5	特定保健指導率は平成25年までは、50%を超える実施率であったが、平成26年以降、健診受診率の上昇に比例し特定保健指導該当者が増加していることから、当該実施率は低下傾向である。実施率低下に伴い、生活習慣病に直結するリスクが高まる。	➔ 特定保健指導実施率の現状維持。 ※実施率は、現状維持であるが分母である特定保健指導該当者数が今後増加していることが見込まれることから、指導数は増加。 なお、特定保健指導を実施した者については、適切な生活改善を指導し、着実にメタボリックシンドロームを解消する。
No.6	医療費・患者数において、生活習慣病による疾病のほかに、女性においては乳がんも多く占めている。	➔ 乳がんエコー等の主婦健診受診率の向上により、早期発見・治療を目指すことが必要。
No.7	年々ジェネリック医薬品利用は増加傾向にあるが、より一層の利用促進を図り、薬剤費の削減に取り組む。	➔ 引き続きジェネリック医薬品への理解を深め、広報・周知を図る。 併せてジェネリック医薬品へ変更した場合における差額について、直接加入員への個別勧奨も実施する。

基本的な考え方
高齢化の急速な進展に伴い疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の割合が増加しており、死亡原因では生活習慣病が多くを占めるとともに、医療費に占める生活習慣病の割合も高くなっている状況であることから、生活習慣病対策が喫緊の課題となっています。 特定健康診査・特定保健指導は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行い、その結果に基づく保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することが目的であることから、特定健康診査の受診率の向上を図り、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする対象者を的確に抽出するとともに、適切な特定保健指導を実施し、着実にメタボリックシンドロームを解消することを目指します。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名	特定健康診査（被保険者）	対応する健康課題番号	No.2																																																			
↓																																																						
事業の概要 <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>効率的かつ効果的な機会を捉えた「健康意識」の啓発を図るとともに、受診勧奨を実施。また被保険者への利便性を考慮し、直接契約及び東振協等契約医療機関を活用する。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者	方法	効率的かつ効果的な機会を捉えた「健康意識」の啓発を図るとともに、受診勧奨を実施。また被保険者への利便性を考慮し、直接契約及び東振協等契約医療機関を活用する。	体制	-	事業目標 <table border="1"> <tr> <td>【目的】</td> <td colspan="6">被保険者へ生活習慣病を予防するための生活習慣の改善などの「気づき」を与えることを目的として、受診率の向上に取り組む。</td> </tr> <tr> <td>【目標】</td> <td colspan="6">健診受診率の向上（受診率80%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アウトカム指標</td> <td>H30年度</td> <td>H31年度</td> <td>H32年度</td> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価指標</td> <td colspan="7">当事業については、生活習慣病予防のための生活習慣の改善を被保険者へ意識させることを目的として、「受診率向上」を目標とした取組のため。（アウトカムは設定されていません）</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td>H30年度</td> <td>H31年度</td> <td>H32年度</td> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率</td> <td>69.2%</td> <td>71.5%</td> <td>73.7%</td> <td>76.0%</td> <td>78.3%</td> <td>80.6%</td> </tr> </table>		【目的】	被保険者へ生活習慣病を予防するための生活習慣の改善などの「気づき」を与えることを目的として、受診率の向上に取り組む。						【目標】	健診受診率の向上（受診率80%）							アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	評価指標	当事業については、生活習慣病予防のための生活習慣の改善を被保険者へ意識させることを目的として、「受診率向上」を目標とした取組のため。（アウトカムは設定されていません）							アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度		受診率	69.2%	71.5%	73.7%	76.0%	78.3%	80.6%
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者																																																					
方法	効率的かつ効果的な機会を捉えた「健康意識」の啓発を図るとともに、受診勧奨を実施。また被保険者への利便性を考慮し、直接契約及び東振協等契約医療機関を活用する。																																																					
体制	-																																																					
【目的】	被保険者へ生活習慣病を予防するための生活習慣の改善などの「気づき」を与えることを目的として、受診率の向上に取り組む。																																																					
【目標】	健診受診率の向上（受診率80%）																																																					
	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度																																															
評価指標	当事業については、生活習慣病予防のための生活習慣の改善を被保険者へ意識させることを目的として、「受診率向上」を目標とした取組のため。（アウトカムは設定されていません）																																																					
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度																																															
	受診率	69.2%	71.5%	73.7%	76.0%	78.3%	80.6%																																															
実施計画 <table border="1"> <tr> <th>H30年度</th> <th>H31年度</th> <th>H32年度</th> </tr> <tr> <td>組合健保の平均受診率を下回っている現状を踏まえ、あらゆる機会を通じて、事業主、従業員への「健康意識」を啓発し、受診勧奨を実施する。加えて、事業主、事業所の「従業員への健康管理」の意識が必須なため、併せて啓発する。</td> <td>平成30年度の実施状況・実績を踏まえ、効率的かつ効果的な機会を捉えた「健康意識」の啓発及び受診勧奨を継続する。</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <th>H33年度</th> <th>H34年度</th> <th>H35年度</th> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>継続</td> <td>継続 目標80%</td> </tr> </table>				H30年度	H31年度	H32年度	組合健保の平均受診率を下回っている現状を踏まえ、あらゆる機会を通じて、事業主、従業員への「健康意識」を啓発し、受診勧奨を実施する。加えて、事業主、事業所の「従業員への健康管理」の意識が必須なため、併せて啓発する。	平成30年度の実施状況・実績を踏まえ、効率的かつ効果的な機会を捉えた「健康意識」の啓発及び受診勧奨を継続する。	継続	H33年度	H34年度	H35年度	継続	継続	継続 目標80%																																							
H30年度	H31年度	H32年度																																																				
組合健保の平均受診率を下回っている現状を踏まえ、あらゆる機会を通じて、事業主、従業員への「健康意識」を啓発し、受診勧奨を実施する。加えて、事業主、事業所の「従業員への健康管理」の意識が必須なため、併せて啓発する。	平成30年度の実施状況・実績を踏まえ、効率的かつ効果的な機会を捉えた「健康意識」の啓発及び受診勧奨を継続する。	継続																																																				
H33年度	H34年度	H35年度																																																				
継続	継続	継続 目標80%																																																				

2 事業名 特定健康診査（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	直接被扶養者へ配布する健康教育指導誌の受診勧奨案内文の充実を図り、「健康意識」を啓発する。また間接的ではあるが、効率的かつ効果的な機会を捉えて事業所、被保険者を通じて、被扶養者への健診受診勧奨を実施する。
体制	-

事業目標

【目的】被扶養配偶者への生活習慣病を予防するための生活習慣の改善などの「気づき」を与えることを目的として、受診率の向上に取り組む。
【目標】健診受診率の向上（受診率34%）

アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
評価指標	当事業については、生活習慣病予防のための生活習慣の改善を被扶養者へ意識させることを目的として、「受診率向上」を目標とした取組のため。（アウトカムは設定されていません）					
アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
受診率	30.0%	30.8%	31.6%	32.4%	33.2%	34%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
直接被扶養者へ配布する健康教育指導誌の健診受診案内文の充実を図り、健康意識を啓発する。またあらゆる機会を捉えて、事業主、従業員を通じて被扶養者への健診受診勧奨を実施する。	平成30年度の実施状況・実績を踏まえ、更なる受診案内文の創意工夫を図るとともに、効率的かつ効果的な機会を捉えて事業主、従業員を通じて被扶養者への健診受診勧奨を継続する。	継続
H33年度	H34年度	H35年度
継続	継続	継続 目標34%

3 事業名 特定保健指導（被保険者）

対応する健康課題番号 No.5

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	①被保険者への利便性を考慮し、階層化された結果に対し、事業所または個別指定の場所で実施。 ②原則、健康管理栄養士が保健指導を実施するが、遠隔地等の被保険者については、外部委託（東振協保健指導センター等）を活用する。
体制	-

事業目標

【目的】被保険者の生活習慣病の予防を目的として、特定保健指導後のメタボリックシンドローム該当者を減少させる。
【目標】減少率「30%」

アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
評価指標	メタボリックシンドローム減少率					
アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
特定保健指導実施率	32%	32%	32%	32%	32%	32%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
特定健診の受診率が上がれば、特定保健指導該当者の人数増加が見込まれるため、現実実施率「32%」を維持。32%：人数（見込）「399」人	32%：人数（見込）「413」人	32%：人数（見込）「426」人
H33年度	H34年度	H35年度
32%：人数（見込）「439」人	32%：人数（見込）「452」人	32%：人数（見込）「465」人

4 事業名 特定保健指導（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.5

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	①被扶養者への利便性を考慮し、階層化された結果に対し、個別指定の場所で実施。 ②原則、健康管理栄養士が保健指導を実施するが、遠隔地等の被扶養者については、外部委託（東振協保健指導センター等）を活用する。
体制	-

事業目標

【目的】被扶養者の生活習慣病予防を図るため、特定保健指導後のメタボリックシンドローム該当者を減少させる。
【目標】減少率「30%」

アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
評価指標	メタボリックシンドローム減少率					
アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
特定保健指導実施率	22%	22%	22%	22%	22%	22%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
特定健診の受診率が上がれば、特定保健指導該当者の人数増加が見込まれるため、現実実施率「22%」を維持。22%：人数（見込）「15」人	22%：人数（見込）「15」人	22%：人数（見込）「16」人
H33年度	H34年度	H35年度
22%：人数（見込）「16」人	22%：人数（見込）「16」人	22%：人数（見込）「17」人

特定健康診査・特定保健指導								
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	8,432 / 13,600 = 62.0 %	8,704 / 13,600 = 64.0 %	8,976 / 13,600 = 66.0 %	9,248 / 13,600 = 68.0 %	9,520 / 13,600 = 70.0 %	9,792 / 13,600 = 72.0 %
		被保険者	7,682 / 11,100 = 69.2 %	7,934 / 11,100 = 71.5 %	8,186 / 11,100 = 73.7 %	8,438 / 11,100 = 76.0 %	8,690 / 11,100 = 78.3 %	8,942 / 11,100 = 80.6 %
		被扶養者 ※3	750 / 2,500 = 30.0 %	770 / 2,500 = 30.8 %	790 / 2,500 = 31.6 %	810 / 2,500 = 32.4 %	830 / 2,500 = 33.2 %	850 / 2,500 = 34.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	414 / 1,294 = 32.0 %	428 / 1,337 = 32.0 %	442 / 1,381 = 32.0 %	455 / 1,421 = 32.0 %	468 / 1,462 = 32.0 %	482 / 1,506 = 32.0 %
		動機付け支援	186 / 560 = 33.2 %	192 / 575 = 33.4 %	198 / 593 = 33.4 %	204 / 611 = 33.4 %	210 / 628 = 33.4 %	216 / 647 = 33.4 %
		積極的支援	228 / 734 = 31.1 %	236 / 762 = 31.0 %	244 / 788 = 31.0 %	251 / 810 = 31.0 %	258 / 834 = 30.9 %	266 / 859 = 31.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
<p>健康保険組合における個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドラインである「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が定められており、当組合はこのガイダンスに基づいて適切に管理します。</p> <p>なお、特定健康診査・特定保健指導の実施等の外部委託においては、個人情報の厳格な管理や目的外使用の禁止等を契約に定め、委託先の契約遵守状況の管理を徹底します。</p>

特定健康診査等実施計画の公表・周知
<p>特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項において、作成・変更時は遅滞なく公表することが義務付けられています。</p> <p>このことから、当組合における第3期特定健康診査等実施計画について、ホームページ等により公表します。</p>

その他
-